

# 令和7年度企業局オリジナル作業服作製業務 企画提案競技実施要領

## 1 目的

技術職員が日々行う業務において作業性が高く、デザイン性にも優れた作業服を作製することで、職員が効率的かつ快適に作業できる環境を整備するとともに、企業局のイメージアップを図り、職員採用の申込者増加につなげることを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名  
企業局オリジナル作業服作製業務
- (2) 業務内容  
別添「令和7年度企業局オリジナル作業服作製業務企画提案競技仕様書」のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和8年3月13日（金）までとする
- (4) 提案価格の上限額  
6,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) スケジュール  
令和7年3月17日（月）公募開始  
令和7年4月4日（金）午後5時まで質問受付締切  
令和7年4月14日（月）午後5時まで参加申込、企画提案書等の提出締切  
令和7年4月23日（水）審査委員会プレゼンテーション開催  
令和7年4月28日（月）審査結果通知  
令和7年4月末 契約締結（予定）  
令和8年3月13日（金）納入期限

## 3 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者。
- (7) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき

更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

#### 4 提出書類の種類及び部数

本企画提案競技に参加を希望する者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。

ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 参加表明書 1部 (様式1)
- (2) 誓約書 1部 (様式2)
- (3) 企画提案書 9部 (様式4)  
(本実施要領の7による)
- (4) 履歴事項全部証明書  
(発行後3ヶ月以内 原本又は写し、個人事業主の場合は開業届のコピー)
- (5) 島根県税の滞納がないことの証明書  
(発行後3ヶ月以内 原本又は写し)
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書  
(発行後3ヶ月以内 原本又は写し)
- (7) 会社概要書 1部 (会社案内・要覧・定款等)

#### 5 書類の提出方法、提出先及び提出期限

##### (1) 提出方法

紙及び電子媒体により提出すること。紙媒体は、持参(土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(郵便書留に限る)により提出すること。電子媒体は、下記メールアドレスにメール又は電磁的記録媒体により提出すること。

##### (2) 提出先

島根県企業局経営課 業務第二係  
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
TEL: 0852-22-6641  
メールアドレス: keieika-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

##### (3) 提出期限

令和7年4月14日(月)午後5時必着(郵送の場合も提出期限必着)

#### 6 企画提案競技にかかる質問及び回答

##### (1) 質問

###### ア 質問方法

質問書(様式3)を用いて5(2)記載のメールアドレスにメールで提出すること。  
なお、送信後に電話で着信確認を行うこと。

###### イ 提出期限

令和7年3月17日(月)から4月4日(金)まで  
(土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで)

##### (2) 回答

質問に対する回答は、令和7年4月9日(水)午後5時までに、企業局ホームページに記載する。

#### 7 企画提案書

本企画提案競技に参加する者は、次の内容を記載した提案書を提出しなければならない。  
なお、必要がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

##### (1) 概要

- ア 提案は、1社1提案とすること。
- イ 企画提案書の規格は、A4 版縦型、横書き、本題では20ページまでとし、左綴じとすること。
- ウ 企画提案書は9部提出すること。（正本1部、副本8部）

## (2) 内容

企画提案書には、下記項目についての記載を必ず行うこと。

### ア 企画提案

「令和7年度企業局オリジナル作業服作製業務企画提案競技仕様書」に基づく企画提案とし、作業服の正面、背面、側面が分かるデザイン案及び機能を明示すること。  
また、既製品の場合は、メーカー及び型番を明示すること。

### イ スケジュール

具体的なスケジュールを明示すること。

### ウ 類似業務実績

本業務と類似するオリジナル作業服<sup>\*</sup>作製業務の実績を明示すること。

※ オリジナル作業服とは、イメージアップにつながるオリジナリティのあるデザインの作業服のことをいう。

### エ 見積金額

提案経費の内訳及び消費税等の取り扱いを明示すること。

また、追加発注時の参考として、30着を発注した場合の見積金額を別に記載すること。

## 8 選定審査の実施

選定審査は、別に設置する「令和7年度企業局オリジナル作業服作製業務委託 委託先候補者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、提案者が多数の場合は、選定委員会において書面による事前審査を行うことがある。

### (1) 概要

提案者から企画提案書の内容等について、審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。プレゼンテーション時間は、1提案20分以内、質疑応答10分程度とする。

### (2) 日時

令和7年4月23日（水）

※具体的な日時及び場所は後日メールで通知する

### (3) 評価基準

以下の審査内容により評価点（100点満点）を付与する

- ア イメージアップにつながるオリジナリティのあるデザインであるか（30点）
- イ 現場作業に必要なとされる機能が満たされているか（20点）
- ウ 見積金額は適当であるか（追加発注時の見積金額も含む）（30点）
- エ 実施スケジュールが具体的で確実に履行できるか（10点）
- オ 類似業務（オリジナル作業服作製）の実績があるか（10点）

### (4) 選定方法

審査委員会の結果、最高審査評価点獲得者を委託先候補者とする。

なお、同点の場合、審査委員長によるくじ引きで決定する。

### (5) 審査選定結果の通知

文書により、提案者に対して通知し、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

- (1) 契約相手方  
審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 契約金額  
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、仕様等については、採択された企画提案に基づき、委託候補者と協議の上決定する。
- (3) 契約保証金  
島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。  
ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) その他  
別途契約予定者と協議して定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 本要領に基づき提出された書類は非公開とし返却しない。
- (2) 契約にあたり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、島根県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務における会議、意見交換での内容等、双方で秘密情報として管理することとした情報については島根県の許可なしに第三者へ無断で開示（提供）してはならない。
- (4) 成果物の著作権は、委託料の支払いが完了し、業務実施完了報告を受けたときをもって島根県に譲渡されるものとする。
- (5) 委託契約の支払いについては、島根県会計規則に基づき支払うものとする。

## 12 問い合わせ先

島根県企業局経営課 業務第二係  
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
TEL：0852-22-6641  
メールアドレス：keieika-kanrisya@pref.shimane.lg.jp